

平成30年度第6回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成31年3月26日（火） 10時25分～11時00分
2. 場 所：総務省 10階 共用1001会議室
3. 出席委員：伊藤鉄男、浅井万富、日出雄平、大竹邦実、岩井奉信の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 平成31年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について
 - (2) 改元に伴う登録政治資金監査人の登録等に係る様式等の改正について
 - (3) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (4) その他
3. 閉 会

(配布資料)

- 資料1 平成31年度フォローアップ研修（実務向上研修）の研修概要
- 資料2 政治資金適正化委員会が定める登録政治資金監査人の登録等に係る様式等の改正について（改元に伴う対応）
- 資料3 登録政治資金監査人の登録者数及び研修の実施状況
- 資料4 登録政治資金監査人の登録及び抹消の状況
- 資料A 平成31年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修（実務向上研修）資料（案）
- 資料B-1 登録政治資金監査人の登録等に係る様式の改正について（案）
- 資料B-2-1 政治資金監査に関する研修実施要領（案）
- 資料B-2-2 政治資金監査研修修了証明書の交付について（案）
- 資料B-2-3 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領（案）
- 資料B-2-4 登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が氏名以外の呼称の使用

を希望するときの登録申請書の添付書類について（案）

（本文）

【伊藤委員長】 それでは、皆様おそろいですので、ただいまから平成30年度第6回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、平成30年度第4回委員会の議事録についてでございます。各委員から事前に賜った御意見を反映させたものをお手元にお配りしておりますが、これについて御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【伊藤委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。また、平成30年度第5回委員会の議事録について、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

議題（1）：平成31年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について

【伊藤委員長】 それでは、本日の第1の議題といたしまして、「平成31年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について」の説明を事務局にお願いします。

【本間参事官】 それでは、事務局から御説明いたしますので、お手元の資料1を御覧ください。

資料1は、平成31年度フォローアップ研修（実務向上研修）の研修概要といたしまして、研修テキストの内容につきまして、その構成を記載しているものでございます。前回の第5回委員会におきまして、その骨子を御審議いただきましたが、その御決定に従いましてテキストを編集したものでございます。実際のテキストの案につきましては、委員限りの資料Aとして御用意させていただきましたので、資料1と資料Aをあわせまして、これから御説明させていただきます。

まず、基本的な構成についてでございますが、この1年間で大きな制度改正はなかったことを踏まえまして、研修参加者アンケートでおおむね好評をいただいておりますことも鑑みまして、資料1の表面の「1 政治資金監査のポイント」から「3 政治資金監査に関するQ&Aの追加について」でございますが、これは前半の講義部分と私どもは呼んでいる部分でございますが、大きな変更はございません。

まず、「1 政治資金監査のポイント」につきましては、政治資金監査の実施及び政治資金監査報告書の作成のポイントについて、「政治資金監査チェックリスト」及び「政治資金監査報告書チェックリスト」に基づきまして、具体の様式例や政治資金監査において実際に見られた誤りの事例を交えながら解説いたします。

その上で、囲みの中の米印に記載いたしております、前回及び前々回の委員会で御審議いただきました、平成29年分の収支報告書に係る監査の質の向上の取り組みの結果を反映いたしまして、誤りの事例等につきまして、追加の記載をしているところでございます。

資料Aの1ページ目から66ページ目までがこの内容となりますが、お開きいただきますと、それぞれ資料1にあります「(1) 政治資金監査の概要」から「(6) 適確な政治資金監査を行っていただくために」ということで、順番に記載がされているところでございます。

このうち幾つか申し上げますと、8ページ目から「(3) 政治資金監査の実施のポイント」が始まりますが、誤りの事例の追加をいたしましたものとして、25ページでございますが、このように実際に見られた誤りの事例につきましては赤字で星印をつけて、従来から解説しているところでございますが、この25ページのチェックリスト15に係る、ちょうどページの真ん中のあたりでございますが、領収書等亡失等一覧表の支出の年月日の記載に誤りがあったという事例が、今回の指導・助言の対象にありましたので、これを追加したということでございます。

同様な形で、次は38ページでございますが、チェックリスト26に係る誤りの事例として、星の2つ目でございますが、対象年以外の年月日の振込明細書の写しを添付していたが、後に当該支出を削除したという事例がございましたので、これを追加いたしましたところでございます。

続きまして、47ページ以降、「(4) 政治資金監査報告書の作成のポイント」が始まっておりますが、ここの部分につきましても誤り事例の追加をいたしましたものとしては、59ページになりますが、真ん中のチェックリスト15の星が3つあります中の2つ目、領収書等亡失等一覧表があるにもかかわらず、その旨の記載がなかったというような事例を追加してございます。

また1枚めくっていただきまして、61ページにおきましても、チェックリスト14でございまして、2つございます星の1つ目、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」及び

「振込明細者に係る支出目的書」が存在しなかったため、(4)を削除していたというよう
な事例がございましたので、これを追加したところでございます。

このような形で66ページまで「1政治資金監査のポイント」ということになってござ
います。

続きまして、「2政治資金監査の質の向上について」でございます。これは、資料Aは6
7ページから76ページということになりますが、前回の委員会で御審議、御決定いた
だきました個別の指導・助言の内容につきまして、これも前回の委員会で登録政治資金監
査人全員に向けた周知資料として御承認いただきました資料について掲載しているところ
でございます。

続きまして、「3政治資金監査に関するQ&Aの追加について」、資料Aでは77ページ
から80ページになりますが、これは昨年秋の第3回委員会で御審議をいただきました、
海外でクレジットカードを利用した場合の収支報告書等の記載方法につきまして、そのと
きの委員会資料でございますが、これを掲載し、説明することといたしております。

以上が前半の講義部分と私どもが呼んでいる部分でございます。

続きまして、資料1は裏面になります。資料Aは81ページ以降になりますが、「4演習
問題」でございます。資料1の括弧囲みにございますとおり、実際に見られた誤りの事例
などを踏まえながら、監査の実施及び監査報告書の作成に当たり、特に誤りやすい事例や
留意すべき点を、演習問題を使って解説するものでございます。

なお、来年度の資料につきましては、二重囲みにございますとおり、これまでは「(1)
選択問題」から「(3)事例演習」までそれぞれ対応して実施しておりましたが、アンケ
ー結果なども踏まえまして、来年度は「選択問題」及び「事例演習」を実施し、それぞ
れの演習問題の説明時間を増やすことにより、個々の問題に対する理解がより深まるよ
うに変更することを、案としております。

具体的には、資料Aの81ページに、この演習問題の目次といたしまして一覧がござ
います。「(1)選択問題」といたしまして、問1から問10までの10問、そして「(2)事
例演習」として3問。これらの問題につきましては、毎年参加いただいている方々が一定
数いらっしゃるということも鑑みまして、全ての問題を昨年のものとは入れかえてい
るところでございます。

内容につきましては、講義の全般にわたりまして、全体のバランスをとりながら問題
を作成いたしております。その中で、今回新しく講義において説明するような内容につ
きま

しても、「(1) 選択問題」の問1のように反映しているというものもございます。

82ページから98ページ目までが問題編でございます。そして99ページから123ページまでが、それぞれの解説編となっているところでございます。

以上が演習問題でございまして、その後の資料Aの124ページ以降につきましては資料編でございます。これまでのテキストにも掲載していたものでございますが、必要な年次更新などの改定を行っているところでございます。

以上が新年度のテキスト案ということで御用意させていただきました。

このテキストの扱いでございますが、例年どおり6月から実施いたします研修の中で配布いたしますとともに、一通り研修が終わりました年末の段階で研修に参加されていない登録政治資金監査人の皆さんにも送付するという扱いとしたいと考えているところでございます。

議題1の説明については以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたらどうぞ御発言ください。

【大竹委員】 ちょっとよろしいですか。これはつまらない質問なんですけれども、4月から新年度に入りまして、新年度は、4月いっぱい平成31年度、5月からは元年度に入るわけですね。この資料自体は6月から使われるので元年度でよろしいかと思うんですが、そもそも4月から来年3月までの期間について、どういう表示をするのか、政府のほうで統一した方針はあるんですか。要するに平成31年度と元年度が混在した期間になりますよね。その年度の表記の仕方について。

【本間参事官】 具体的にまだ政府として何かが示されているということはございませんが、昭和から平成になりましたときには、法律とかそういったものについては、自動で読みかえるといいますか、わかるということで、特段の改正はしない形になっておりました。これからの資料2のほうの説明にもかかわってくることでございますが、必要な様式なり省令等の文言で平成になっているものは、適宜その省庁の判断で変更するという事になってございます。

実際に1つの年度の中で、委員御指摘のとおり、平成31年という年と新元号の元年というのがありますが、全体を通したときにどちらを使うかということについては、特段の統一方針といったようなものは、昭和から平成のときには示されてはいなかったということで、適宜対応していたと理解しているところでございます。

【大竹委員】 前回の改元のときには、年度で言った場合、平成元年3月まで昭和63年度で済んだわけです。年度的に表示しますと、あくまで4月から平成元年度に入ったわけです。

【本間参事官】 前回のときは1月7日に。

【大竹委員】 いやいや、それは改元ですけれども、年度としては63年度の3月末じゃないですか。

【本間参事官】 そうですね。63年度です。

【大竹委員】 その期間は元年度と言いませんよね。元年度はあくまで4月から元年度という言い方をしますよね。今回は平成31年度が1月間、その年度に入っちゃうわけです。だからその辺のところの表記の仕方をどのようにするのか。私どもはいろんな資料があるものですから迷っているんですけども、政府としての統一した、1年間の年度をあらわすときの表記の仕方についての定めといいますか、約束事といいますか、そういったものをお決めになっているんだったら教えていただきたいと思ったんです。

【生沼事務局長】 これまで3回ほど、新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議がございまして、そちらは情報システムの改修関係が主ですけれども、そちらでは年度についての見解はまだ示されておられません。

4月1日に新元号が発表になるかと思うんですけども、平成に変わるときには元号の政令の閣議決定に合わせまして、官房長官の発言要旨というのがございまして、その中で、「元号の使用につきましては、一般国民は元号、西暦を自由に使い分けていただいてよいことになっております。ただ、公的機関の事務については、従来から原則として元号を使用してきたところであり、この慣行は、今後も当然に続けられるべきものと考えております」云々とあり、その中で一定の見解が示されたというところは承知しているんですが、今回どのようになるのかというのは、まだちょっと4月1日になってみないとはっきりしないというところだと思っております。

この発言要旨の中ですと、「公的機関における届出等の用紙には、既に昭和の元号が印刷されているものも多いと思われませんが、改元後においてそのまま使用されても法律上の効果が変わるものではありません。しかし、このような場合には、『昭和』を『平成』と訂正して使用するなど、できるだけ混乱を招かないよう配慮していただきたいと思います」という形で、国民生活に混乱が生じないように配慮してくださいという趣旨の発言があったということでございますけれども、年度がどうなるのかはちょっと。何か情報はあります

か。

【井上政治資金課長】 おそらくは4月に入って何らかの考え方は示されるんだろうと思います。ただ、5月からの切りかえになりますので、その辺をどう整理するのかというのは、各省ともなかなか悩んでいる面はあろうかと思えます。内々に聞いているところでは、予算に関しては、予算をどう呼ぶのかということについての考え方を何らかの形で示す方向で検討はされているようですが、いずれにしろ4月に入って何らかの形での考え方が示されることになろうかと思えます。

【大竹委員】 法律的な云々というよりも、一つの慣例としてどう呼ぶのかと。決めの問題であるとは思いますが。

【井上政治資金課長】 どういう形で呼んで、どういう形で整理しているんな発表資料とかを出していくのか、紛らわしくならないようにというのも片方であらうかと思えますし、若干脱線するかもしれませんが、例えば収支報告書の単位は年単位でございますので、これを例えば平成31年分と呼ぶのか、新元号元年分と呼ぶのかとか、この辺もちょっと今悩ましいところではあろうかなとは思えます。

【大竹委員】 正式にはそうですね。この問題はなかなかセンシティブな問題ですから。

【井上政治資金課長】 昭和から平成が変わるときは昭和64年は実質1週間程度しかなかったもので、かつての告示等も見ましたが、基本的に収支報告書が出てくる段階では「平成」でほぼ整理されていきました。ただどうしても表記しなければいけないときは、括弧書きで併記したようなものも一部あったかと思えます。

【大竹委員】 前は1週間でしたから。

【井上政治資金課長】 ええ。1週間だったので、実際に収支報告書の収支の欄の記載にしてもそんなに数があるものではないですということなんですけど、今回平成31年分をどう整理するのかというのは、例えばどこまで直していただくのかとか、なかなかちょっと悩ましいかなということはあるかと思えます。

もう既に平成30年分は提出時期に入ってきていますので、これは基本的に「平成」で出てくるんですけど、ただ国会議員関係政治団体については5月末が期限になりますので、そのときに収支報告書の収支の欄は平成30年で並んでいる形になろうかと思えますが、最後の宣誓書のところがあるかと思えます。そこが「平成」で出てきたときにどうするのかなど、その辺は論点としてはあるのかと思っています。

基本的にはなるべく国民の皆さん、あるいは団体、企業の皆さんに迷惑をかけないようにというのをございますので、届出なり収支報告書で「平成」のまま出てきたときに、直ちにそれで受け付けないとか、そういうことはしないんだろうと思いますが、どこまで補正していただくのかというあたりは、ちょっと悩ましいかなとは思っております。対面でその場で直していただけるものは、その場で御説明して直していただくということなんでしょうけど、それをどこまで貫くのかというのが悩ましいかなと思っています。

【大竹委員】 また取り扱いが決まったら教えていただきたいと思います。

【浅井委員】 よろしいでしょうか。公認会計士協会では、監査報告対象で会計期間がまたぐものが結構出てきますし、比較情報はかなり決算書の中に出てまいりますので、一応会社の意向もありますけれども、西暦で統一するような方向性というか、そちらをむしろスタンダードとして今扱っております。

【大竹委員】 私どもで文書をつくって冊子みたいなのを出すんですけども、苦肉の策で、4月に出すものはもう元号をやめて2019年としようかと、今考えているんです。5月以降に使う分ですから、この場合はもう元年度で構わないと思うんです。4月に使いますとこれは大変なことになりますから。

【伊藤委員長】 政治資金は元号を使えって何か書いてありますか。

【井上政治資金課長】 政治資金に限らずなんですけど、様式を定めている省令で元号が入っているものがありまして、各種様式、届出、収支報告に関するものですが、元号が入っているものがあります。

【生沼事務局長】 省令レベルで結構ございます。

【井上政治資金課長】 これもいずれかの時点では改正しなきゃいけないんですけど、直ちに改正できるものでもない面もございまして、ですから当然そこは読みかえて、新元号を使っていくというふうにはなろうかと思えます。

【伊藤委員長】 今、大竹委員が言われたように、ちょっと気のきく人たちは、どちらでもそういうもめごとというか、混乱がないように、西暦に直しちゃう人はいますね。そうしたらそれは、これから間違いになっちゃうんですか。

【井上政治資金課長】 例えば過去の収支報告書とかで、西暦でお出しされていた政治団体等があつて、それを必ずしも元号に直してはいただいていた経緯もありますので、西暦で出てくれば出てきたで、この年のことですよと確認させていただいて、それで受けるという扱いにはなろうかなと思えます。法律上は年月日でございますので、年が

特定できればと思います。

【伊藤委員長】 いいということですか。

【井上政治資金課長】 年が特定できればよろしいかと思っておりますので、絶対「平成」と書いていないと誤りで無効だとか、そういう議論にはならないのかなとは思っておりますが、ただ、5月以降「平成」で出てきたときにどこまで直していただくのかというのはちょっと、我々も実務上悩ましいところはあるかと思っております。

特に収支報告書はそのまま公開する形になりますので、その辺も含めて、提出時点なり、あるいはその後審査の過程で、別の件で確認、あるいは補正等が必要な場合に、あわせてやっていただくのかどうかというのはあるのかもしれませんが、どの程度そこをやっていくのかというのは、実務上の課題としてあるのかとは思っています。

【浅井委員】 有価証券報告書はほとんどがもう西暦になっていまして、1ページ目のところに「西暦に変更しております」という注釈をして、中を西暦に変えているケースが多いんです。

【井上政治資金課長】 政治団体側で西暦で整理いただいて出てきたものを、我々のほうで全部、平成なり新元号を入れてくださいというところまでは、やらないことになろうかと思っております。過去も西暦で出てきたものをそのまま受け付けて公表した例もございますので、両方混在するのが事務的に整理が難しいということで、西暦で政治団体側で整理されたケースについては、その形で受けていいのかなとは思っています。

【伊藤委員長】 ほかによろしいですか。

本議題につきましては、御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【浅井委員】 よろしいですか。本議題についてですけど、ざっと拝見させていただきましたけど、ほんとうによくできているなと思えましたので、それをお伝えさせていただきます。

議題(2): 改元に伴う登録政治資金監査人の登録等に係る様式等の改正について

【伊藤委員長】 それでは、第2の議題といたしまして、「改元に伴う登録政治資金監査人の登録等に係る様式等の改正について」の説明を事務局にお願いします。

【本間参事官】 それでは、次の資料2を御覧ください。政治資金適正化委員会が定める登録政治資金監査人の登録等に係る様式等の改元に伴う改正についてでございます。

まず、資料2に従いまして御説明いたしますと、「1.趣旨」といたしましては、先ほどからも御議論いただいておりますけれども、本年5月1日に改元が行われることに伴いまして、政治資金適正化委員会が定める様式等につきまして対応する必要がございますので、それぞれ資料2中、2及び3により対応することとしたいということでございます。

まず、「2 登録政治資金監査人の登録等に係る様式の改正」でございます。実際の様式につきましては、次の委員限りの資料B-1でございます。1枚目を御覧いただければと思っておりますが、登録等に係る様式につきましては、名簿関係、申請・届出関係、通知関係といたしまして、それぞれ別紙①から⑭までの様式が定められているところでございます。これらにつきまして、「平成」の元号が記載されている箇所は新元号に改めるほか、一部については元号の記載を削除するという形での対応を考えているところでございます。資料B-1に、別紙につきましてそれぞれ①から⑭がございますので、御覧いただければと存じます。

続きまして、「3 その他政治資金適正化委員会決定の改正」でございます。実際の様式につきましては、次の委員限り資料B-2でございます。資料B-2もそれぞれ資料B-2-1から資料B-2-4まで4種類でございますが、まず「(1) 政治資金監査に関する研修実施要領」が資料B-2-1でございます。そして資料B-2-2が「(2) 政治資金監査研修修了証明書の交付について」の決定文書でございます。続きましてB-2-3、これは「(3) 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領」でございます。そして最後に資料B-2-4でございますが、「(4) 登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が氏名以外の呼称の使用を希望するときの登録申請書の添付書類について」でございます。それぞれ「平成」とありますところを新元号に改めることを基本にした改正を行うこととしたいと考えているところでございます。

議題2の説明につきましては以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたらどうぞ御発言ください。

B-1の別紙①という最初のやつ、これだけが別紙①中の元号の記載を削除するわけですか。今「平成」と書いてあるのを削除する。

【本間参事官】 はい。これは登録政治資金監査人の名簿でございまして、事務局に備えつけているものでございますが、これについては実際に、これから新たに登載される方は新元号で登録なり、申請とか、研修修了年月日が出ますが、今まで既に登録されている

方については、「平成」で申請、登録がなされているということになりますので、必要に応じて、この様式としては削除いたしますが、適切な「平成」なり新元号を記載したものを名簿として備えつけるということでございます。

【伊藤委員長】 これは自分で書くんじゃないで、事務局のほうでつくる。

【生沼事務局長】 ええ。事務局の情報システムの中にある名簿でございます。

【伊藤委員長】 中に入れるやつ。だからばらばらになっちゃうということはないんですね。つまり誰かが西暦で打ってきたり。

【本間参事官】 そういうものではなくて。

【伊藤委員長】 だからそれは委員会のほうできちんとやれるからなくてもいい、こういう趣旨ですね。わかりました。

【生沼事務局長】 事務局のほうで管理しているものです。

【伊藤委員長】 わかりました。

【大竹委員】 いいですか。例えばこのB-1の3ページ目、申請が「平成」で登録が新元号というのもあり得るわけですね。

【本間参事官】 あります。

【生沼事務局長】 あります。

【伊藤委員長】 よろしいですか。それでは本議題につきましては、資料2に示されている対応について御決定いただき、改正後の様式の元号の記載につきましては、新元号の公表後に委員長一任とさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議題(3): 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について

【伊藤委員長】 次に、第3の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局にお願いいたします。

【本間参事官】 それでは、お手元の資料3を御覧ください。毎回の委員会で御報告をさせていただいております登録政治資金監査人の登録者数及び研修の実施状況でございます。

まず、表面の登録者数の状況でございますが、3月15日現在で集計しております。前回御報告いたしました1月25日時点からの変動につきましては、新たな登録が19名、抹消が20名、トータルといたしまして1名の減となっており、トータルの登録者数は5、

020名となっております。また、内訳につきましては記載がございますが、弁護士で1名の減少、公認会計士で3名の増加、税理士で3名の減少となっているところでございます。

次に、裏面の研修の実施状況でございますが、これも3月15日現在でございます。

まず、2の登録時研修の受講者数でございますが、本年度合計で今のところ155名、そしてこれまでの総計でございますが、5,418名となっております。

次に、フォローアップ研修の実施状況といたしまして、3の再受講研修の受講者数でございますが、今年度合計で135名となっております。

また、4の実務向上研修の受講者数は、本年度合計で891名となっております。

なお、資料には反映できておりませんが、先週、3月20日に東京で追加の研修を実施いたしましたので、当日は78名の参加がございましたので、本日現在では969名まで実績として増えております。そして明後日、28日でございますが、大阪におきまして今年度最後の追加研修を実施することといたしております。現時点では、申込者数として81名いただいている状況でございます。

続きまして、資料4を御覧ください。これも毎年度末における登録政治資金監査人の登録及び抹消の状況について、毎年度最後の委員会で御報告をしているところでございます。内容につきましては、先ほど資料3で御説明いたしましたが、今年度末の登録者数は5,020名の見込みとなっております、下の棒グラフにございますとおり、これまで毎年度、一定数の増加が続いているという状況でございます。

議題3につきましては以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたらどうぞ御発言ください。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は以上でございますが、事務局からほかに何かございますでしょうか。

【本間参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましても、その場で配布する予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に、明日の夕方までには確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

【伊藤委員長】 それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了した

いと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【本間参事官】 次回の委員会につきましては、日程調整を事前にさせていただきました結果、新年度の第1回といたしまして、6月5日水曜日の午前10時30分より開催させていただきたいと存じます。会場等詳細については、後日文書で御連絡をさせていただきます。

【伊藤委員長】 本日は熱心に御審議いただきありがとうございました。